

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 算定基礎届の手続きには、「電子申請」をご利用ください！

算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きは、「電子申請」をご利用ください。主要な届出※の電子申請割合は、令和5年度末に70%を超えています。

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、処理が速く、通知がすぐに届きました

届書を印刷する手間がなくなりました



届出のための移動時間や交通費、郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、実際に使ってみると簡単でした

<詳しくは>

- ・メリットや申請方法を解説した動画
- ・具体的な操作手順を記載したガイドブック

こちら



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内 「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください！

「オンライン事業所年金情報サービス」は、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

受け取れる情報・通知書

受け取れる情報・通知書	内容
被保険者データ	社会保険に加入している従業員等の情報（氏名や報酬等） 日本年金機構が提供する「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成し、電子申請が可能
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額
保険料増減内訳書	保険料の増減の対象となる被保険者および理由
保険料納入告知額・領収済額通知書	当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書
その他情報	個人ごとの賞与保険料等

保険料増減内訳書（イメージ）

増 減 内 訳 書										
令和 6 年度 令和 6 年 5 月 分						寛川年金事務所				
		事業所名		年金会 株式会社						
集 計		基本保険料 (円)		当月までの積算額 (円)		告知額 (円)		当月基本保険料 (円)		
		276,330		18,300		294,360		294,360		
個 人 毎	処理年月日		処理コード		氏 名		新		旧	
							発生年月日		標準報酬月額	
							標準報酬月額		発生年月日	
							標準報酬月額		標準報酬月額	
							標準報酬月額		当月増減額	
	R060507	200	年金 太郎	R060501	300					54,900
	R060509	201	年金 花子	R060501	200					-36,600

保険料納入告知額・領収済額通知書（イメージ）

保険料納入告知額・領収済額通知書									
告知額					領収済額				
令和6年度 令和6年5月分					令和6年度 令和6年5月分				
集計					集計				
276,338					276,338				
18,300					18,300				
294,360					294,360				

<詳しくは>

- ・メリットや申請方法を解説した動画
- ・具体的な操作手順を記載したガイドブック

こちら



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

被保険者データのCDによる提供を終了します

郵便事故による個人情報漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、被保険者データを収録したCDの提供は、**令和7年3月末をもって終了する予定です**。終了後も被保険者データを利用する場合は、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。詳しくは、上記の日本年金機構ホームページをご確認ください。

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- | | |
|--|---|
| ☐ 週の所定労働時間が 20時間以上 | ☐ 2 カ月を超える雇用の見込みがある |
| ☐ 所定内賃金が月額 8.8万円以上 | ☐ 学生 ではない |

○被保険者数が51人以上の企業等とは

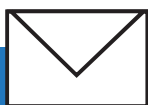
厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

上記に該当する事業所は、適用拡大の対象となる従業員についての各種届書の準備、社内周知、従業員への説明等早めの準備をお願いします。詳しくは適用拡大特設サイト（厚生労働省）の「人事・労務管理者向け 社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」や下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

**適用拡大特設サイト**

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

**年金だより****令和6年度「わたしと年金」エッセイ募集のご案内**

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

【募集期間】令和6年6月3日（月）～令和6年9月9日（月）当日消印有効

【応募資格】中学生以上の方

【賞】厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページで発表します。

※募集の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>

**日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou**

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>